

基幹型臨床研修病院の新規指定について

1 概要

臨床研修病院の指定についてはあらかじめ、地域医療対策協議会（千葉県においては医療審議会医療対策部会）の意見を聴かなければならないと医師法で定められていることから、指定の適否について御協議いただくもの。

2 基幹型臨床研修病院の新規指定申請について

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条に基づき、基幹型臨床研修病院の指定について下記県内1病院から申請があった。

地方独立行政法人 東金九十九里地域医療センター 東千葉メディカルセンター	【所在地】東金市丘山台三丁目6番地2
--------------------------------------	--------------------

(1) 審査の結果について

臨床研修病院の指定基準に基づいて、書面審査及び実地調査を実施したところ、指定基準について問題はなかった。

なお、改善が必要と認められる事項として病理解剖実施環境の整備を指摘したが、現在、病院において解剖室の整備改修を進めており、令和7年4月までには解剖室の運用ができるよう作業を進めている。

(2) 指定について

当該病院は、基幹型臨床研修病院としての要件を満たしていると認められることから、地方独立行政法人 東金九十九里地域医療センター 東千葉メディカルセンターを新規指定することとしたい。